

住宅取得を支援します

定住化促進事業



町では、人口増加及び定住促進を図るため、町内において定住を目的に自己用住宅を取得した方を対象に、次のとおり奨励金を交付しています。

○対象者

平成17年4月1日以降に五霞町へ転入された方で、転入後2年以内に町内に住宅を取得された方。

なお、平成22年4月1日以降に住宅を取得された方は、申請書類や奨励金等が変更されておりますので、お問い合わせください。

※Uターンの場合には、五霞町から転出後、1年以上経過していることが要件となります。

○奨励措置

奨励金は、固定資産税の家屋部分相当額の一部等となります。

また、交付期間については、対象となる住宅に固定資産税が最初に賦課される年度から3年間となります。

○交付申請

当該年度の1月末までに申請

と手続が必要です。

なお、申請は年度ごととし、申請書類は町で定めた交付申請書と次の書類が必要です。

①住民票謄本

②建物登記簿謄本(写し)

※1年目のみ

③町税納税証明書

④固定資産税課税明細書(写し)
※奨励金の交付申請は、町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)を完納していることが条件です。

○受付期間

8月1日(水)から

平成25年1月31日(木)まで

○奨励金の支払い

奨励金の支払いについては、当該年度の全ての町税を完納していたら、そのことを確認してからになります。

※詳細につきましては、町ホームページまたは総務課企画政策Gまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

総務課 企画政策G

☎841111(内線227)



町長コラム

染谷森雄

4月1日付、茨城県から副町長として、田神文明氏が就任いたしました。私のサポート役として、また職員のリリーダ役として、政策立案能力の向上、圏央道五霞インターチェンジ周辺地区開発に向けた取り組みなど、全般的に担っていたこととなります。大変温厚誠実な人柄、そして、本町発展のため、その重責を確実に担っていただける人材です。ご支援をお願いいたします。

別受信機を設置するなど、災害対策本部との連携を密にします。加えて、災害時の非常用備品の充実を図るとともに、他市町や企業との災害時応援協定の締結を進めてまいります。

また、災害時の弱者対応として、民生委員さん、行政区長さんなどの協力をいただきながら進めてまいりました。災害時要援護者登録制度のさらなる充実を図ってまいります。

さらに、皆様が心配されている、放射線量の測定については「可搬型モニタリングポスト」が、4月に役場庁舎南側に設置されました。時間あたりの数値を、目視で確認することができ、現在、県内でも一番低い数値であり、心配ないと思えます。今後もしっかり情報を発信してまいります。

また、活力あふれる五霞町となるための取り組みとして、地球温暖化防止やクリーンエネルギー自給率を、向上させるための事業として、「太陽光発電システム」新規設置への費用の一部補助を実施してまいります。

(詳細は、広報ごから5月号掲載)さらに、地域コミュニケーション活動の充実を図るための行政区の

あり方等についての検討、町の公共交通システムの構築や道の駅のリニューアル等を進めてまいります。ご理解ご協力をお願いします。

今、被災地のガレキ処理が大きな問題となっております。先般の大型連休前半を利用し、個人的に被災地の「東松島市、石巻市、女川町、南三陸町」などを視察してまいりました。

今もガレキとなった車が積み重なり、震災の爪痕が残っている所に残っています。仮設置場には、膨大なガレキが山となっていました。これが片付かなければ復旧復興はならないし、被災地の再生はないと感じました。国をあげての協力が、あらためて必要であると思えます。

政府も「全国自治体での受入協力」を呼びかけているところであり、当町においても近隣二市二町で構成している、さしま環境管理事務組合での受入を検討しているところで

す。今後、町民の皆様の期待と信頼にこたえるべく、職員共々全力で頑張る所存ですので、ご協力の程お願い申し上げます。